

平成21年6月17日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18590485  
 研究課題名（和文） 鍼灸領域における就業者数と市場規模に関する調査  
 研究課題名（英文） Survey on Number and Market Size of Clinics for  
 Acupuncture, Moxibustion Amma in Operation  
 研究代表者  
 藤井 亮輔（FUJII RYOUSUKE）  
 筑波技術大学・保健科学部・准教授  
 研究者番号：70352563

研究成果の概要：地域医療資源の基礎資料を整備する目的で、98 地域保健所所管の鍼灸按摩事業所名簿 16,271 件から施術所 5,000 件と出張業者 1,000 件を抽出し調査を行った（回答率 23%）。その結果、①住所地に現存しない施術所 20.6%、同出張業者 31.5%、②業を廃・休止している施術所 12.4%、同出張業者 41.3%だったので、2007 年初頭の営業事業所数を 49,700 件と推計した。また平均年収は個人施術所 488 万円、出張業者 284 万円、法人施術所 3,485 万円、出張業者 1,633 万円だった結果をもとに、同業の市場規模を 3 千 150 億円（ミニマム値）と試算した。

## 交付額

(金額単位：円)

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2006年度 | 1,800,000 | 0       | 1,800,000 |
| 2007年度 | 500,000   | 150,000 | 650,000   |
| 2008年度 | 600,000   | 180,000 | 780,000   |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 2,900,000 | 330,000 | 3,230,000 |

研究分野：社会鍼灸学

科研費の分科・細目：境界医学・医療経済

キーワード：鍼灸、営業所数、就業者数、市場規模、調査

## 1. 研究開始当初の背景

「三療」と総称される鍼灸マッサージ療法は国家免許者が行う医療行為ながら未だ公的医療の外に置かれている。しかし、急速な人口の高齢化で顕在化した保険財政問題等の医療を取り巻く諸課題は、三療を含む有用な医療資源を総動員しなければ、21世紀における地域医療が立ちゆかなくなるという差し迫った課題を投げかけている。2006年の医療制度改革は、施策の軸足を病院・治療から地域・予防に移した点で評価

されるが検討の過程で三療の関与が俎上へのぼった形跡はない。そもそも議論の対象から除かれていた可能性は高いが、一方で、医療政策の決定プロセスに欠かせない市場に関するデータが著しく不足している業界の現状も、その要因の一つと考える。そこで今回、三療事業所の全国実態調査を行い、営業事業所数と市場規模に関する知見を得たので報告する。

## 2. 研究の目的

鍼灸マッサージに係る営業事業所数及び市場規模を推計し、わが国の地域医療資源における基礎資料の一助とする。

## 3. 研究の方法

### (1) 調査の構成

本調査研究は一次調査（名簿調査）と二次調査（アンケート調査）で構成される。

一次調査（2006年8月～10月）では、全国の保健所が所管する三療事業所（施術所と出張業者）の名簿を収集し、二次調査用の住所データベースを作成するとともに、営業形態別及び施術区分別構成割合を推計した。

二次調査（2007年3月）では、届出住所地または同一都道府県内で営業している事業所数を推計するとともに、企業形態別、視覚障害別及び柔道整復併業別の事業所年収を把握し、一次調査結果と併せて、2007年初頭における三療業界の市場規模を推計した。

### (2) 一次調査

#### ① 対象と客体

全国の三療事業所を対象とし、下記③の住所データベースⅠに収載した事業所すべてを客体とした。

#### ② 保健所の抽出法

「平成17年度全国保健所一覧」（547所収載）から、都道府県ごとに抽出比率25%で137保健所を比例抽出した。

#### ③ 住所データベースの作成法

上記137保健所管内すべての事業所について、営業形態別に、名称（出張業者は個人名）、所在地、届出業種に係る情報提供を、長宛文書で依頼した。次に、提供された事業所情報を「住所データベースⅠ」に集計後、その中から、施術所名簿と出張業者名簿を共に開示した保健所所管の事業所を「住所データベースⅡ」に再集計し、二次調査用台帳とした。

#### ④ 営業形態別事業所数の推計法

住所データベースⅡから営業形態別事業所の構成比を算出した後、この比率で「平成18年度衛生行政報告例第75表」（以下、「H18報告」と略記）で公示された77,352事業所（2006年末の実勢値）を案分し、営業形態ごとの事業所数を推計した。

#### ⑤ 施術区分別事業所数の推計法

事業所の保健所届出業種は7類型に分類されるが、国の事業所統計ではこの類型を再編して三療事業所を提供施術種により4区分している。一次調査では、住所データベースⅡから各類型の構成比を算出した後、各々の比率で案分した類型別事業所数を当該区分に挿入し、施術区分別事業所数を営業形態別に推計した。

### (3) 二次調査

#### ① 対象と客体

住所データベースⅠには41都道府県下98地区保健所所管の施術所13,542件（対全国比17.5%）と、30都道府県下61地区保健所所管の出張業者2,729件（同比3.5%）の計16,271件が含まれていた。各事業所から、施術所5,000件（抽出比36.9%）、出張業者1,000件（同比36.6%）を比例抽出し調査の客体とした。

#### ② 事業所の抽出法

##### ○ 施術所

まず、98保健所所属の41都道府県に割り当てる施術所数(S)を、〔当該都道府県施術所総数(X)÷68.042\*×5,000〕の式で算出した後、当該都道府県ごとに、〔都道府県開示施術所総数(Y)÷S〕を抽出間隔として、S件の施術所を抽出した。

次に、上記Sを下記方法で当該都道府県域内開示保健所に比例配当した。

まずSを、〔保健所開示施術所数(Z)÷Y〕の比率で案分し、当該保健所に配当する施術所数(s)を算出した後、保健所ごとに、〔Z÷s〕を抽出間隔としてs件の施術所を抽出した。

※平成16年度衛生行政報告例第75表（調査準備月直近の事業所統計）における当該41都道府県の事業所総数

X；上記、第75表搭載の当該都道府県の施術所総数

Y；当該都道府県域内で開示請求に応じた保健所が所管する施術所総数

Z；開示請求に応じた当該保健所が所管する施術所数

##### ○ 出張業者

客体数が少なかったため全業者（2,729件）を単位とし抽出間隔2で抽出を行った。

#### ③ アンケート調査の実施

質問紙調査票を用い無記名郵送法で実施した。視覚障害者には、プライバシー保護と自由意志による記入に配慮し点字と電話回答を可とした。

#### (4) 営業事業所数の推計法

##### ① 住所地営業事業所数

全国の保健所が所管する事業所を積算した衛生統計には、名簿上の住所地に現存しない事業所と廃業・休業等で営業を止めている事業所が相当数含まれている。したがって、届出住所地で現に営業している事業所数は次式で表される。

住所地営業事業所数＝名簿登録事業所数－住所地非現存事業所数－非営業事業所数……①式

このうち、住所地非現存事業所数は二次調査の封書返送率(α)から、また、非営業事業所数は同調査で「廃業」または「3ヵ月以上休業」とした割合(β)から次式で推計した。

住所地非現存事業所数＝α×名簿搭載事業所数……②式

非営業事業所数 =  $\beta \times$  住所地現存事業所数 …… ③式

このとき、住所地現存事業所数 = 名簿搭載事業所数 - 住所地非現存事業所数 …… ④式

一方、住所地非現存事業所には住所変更を届出ないまま他地域で営業している未届営業事業所が含まれている可能性がある。そこで、返送された封書名義と同一名義の事業所を届出住所と同一都道府県の「i タウンページ」\*で検索（2007年4月実施）した結果から、未届営業率（ $\gamma$ ）を算出し、当該事業所数を推計した。

未届営業事業所数 =  $\gamma \times$  住所地非現存事業所数 …… ⑤式

上記①式に⑤式の結果を加えた事業所数は、届出住所または同一都道府県内で営業している事業所（以下、営業事業所という）とみなすことができる。すなわち、

営業事業所数 = ①式 + ⑤式 …… ⑥式

※「NTT東日本」「NTT西日本」がネット上で公開している電子電話帳（1カ月に1度更新）。

②営業形態・企業形態別営業事業所数の推計法

営業形態と企業形態による事業所収入の違いを考慮し、各属性の組み合わせから、事業所を下記4つのカテゴリーに分類した。

category I (CI) ; 個人施術所

category II (CII) ; 個人出張業者

category III (CIII) ; 法人施術所

category IV (CIV) ; 法人出張業者

その上で、二次調査で得た企業形態別の比率で、施術所と出張業者の営業事業所数（⑥式）を案分し、カテゴリーごとに営業事業所数を推計した。

(5)市場規模の推計法

前項 CI ~ CIV の営業事業所数 (n) と事業所1件当たりの平均年収 (i) の積 ( $n \times i$ ) からカテゴリーごとの年収総額を算出し、その合算額から2006年の市場規模を推計した。このとき、個人事業所の平均年収は事業主の視覚障害属性の影響を受けるので、当該の CI・CII の年収総額算出に際しては視覚障害別に事業所数と年収平均額を予め推計した。

#### 4. 研究成果

(1) 営業形態別の推定事業所数

前記の住所データベースIIには61保健所(30都道府県)が所管する施術所7,940件と出張業者2,729件が含まれていたため、その構成比は74.4% vs. 25.6%であり、77,352事業所(H18報告)の内訳は、施術所57,550件、出張業者19,802件と推計された。

(2) 封書返送率と廃業・休業率

二次調査で宛先人不明等により返送された封書数は、施術所1,028通、出張業者315

通だったので封書返送率( $\alpha$ )は各々20.6%と31.5%、有効回答は施術所913通、出張業者155通だったので有効回答率は同23.0%と22.6%である。また、有効回答のうち廃業・休業率( $\beta$ )は、施術所12.4%、出張業者41.3%だった。

(3) 全三療事業所の市場規模

① 推定営業事業所数

○ 住所地営業事業所数

前記の営業形態別事業所数と封書返送率から、住所地非現存事業所数は、②式より施術所11,855件、出張業者6,238件の計18,093と推計された。

したがって④式より、住所地現存事業所数は施術所45,695件、出張業者13,564件の計59,259件となる。

また、非営業事業所数は、③式より、施術所5,666件、出張業者5,602件の計11,268件である。

よって①式より、住所地営業施術所は40,029件、住所地営業出張業者は7,962件となり、届出住所地で営業している事業所数は、47,991件と推計された。

○ 未届営業事業所数

一方、電子電話帳検索による返送封書名義との完全一致率は6.5%、一部一致率は3.0%の計9.5%(いずれも施術所)だったので、未届営業施術所数は、一部一致施術所を含め、⑤式より、1,126件と推計された。個人名義となる出張業者は確認できなかったが、未届営業率を施術所と同等と仮定すれば推定593件となる。

よって、2006年末における営業事業所数は、41,155件(40,029件+1,126件)、営業出張業者は8,555件(7,962件+593件)となり、合計49,710件と推計され、H18報告より27,642件(35.7%)少ない。

② 推定市場規模

① 企業形態別営業事業所数

企業形態別構成比は、施術所(n=800)が個人93.3% vs. 法人6.7%、出張業者(n=91)が個人92.3% vs. 法人7.7%だった。

この比率をもとに、前述の4カテゴリーごとの推定営業事業所数を推計すると、個人施術所(CI)38,398件(0.933×41,155)、個人出張業者(CII)7,896件(0.923×8,555)、法人施術所(CIII)2,757件(0.067×41,155)、法人出張業者(CIV)659件(0.077×8,555)となる。

○ 個人事業所の市場規模

このうち個人事業主の視覚障害別構成比は、施術所(n=740)が視覚障害32.2% vs. 晴眼67.8%、出張業者(n=81)が17.3% vs. 82.7%だった。

また、一事業所当たり平均年収額は、CIが4,883±6,501千円、CIIが2,835±3,540千円だったが、これを視覚障害別で見ると、

視覚障害はC Iが2,761±3,099千円、C IIが2,195±1,721千円、晴眼はC Iが5,819±7,359千円、C IIが2,988±3,807千円だった。

上記結果から個人事業所全体の市場規模は、C I・C IIごとの視覚障害別年収額を合計した208,138,377千円と推計された。

#### ○法人事業所の市場規模

次に、法人一事業所当たり平均年収はC IIIが34,851±37,629千円、C IVが16,333±10,599千円だった。したがって、本項1)で見た当該営業事業所数を乗じた各カテゴリーの年収総額は、C IIIが96,084,207千円、C IVが10,763,447千円となり、法人事業所全体の市場規模は106,847,654千円と推計された。

よって、営業事業所を49,710件としたときの2006年における全三療事業所の市場規模は、314,986,031千円となり、概ね3千150億円(対国民医療費0.94%)と推計された。

#### (5)三療専門事業所の市場規模

##### ①営業事業所数の推計

##### ○営業形態別

データベースⅡには柔合併業事業所が3.5%含まれていた。各類型比率で全国77,352件を案分した事業所数を合計すると2,707件になるので、これを除外した74,645件が三療専門事業所の推定件数である。この件数に営業形態別構成比を挿入すると、両者の内訳は施術所55,535件、出張業者19,110件となる。封書返送率、廃・休業率及び未届営業率を全三療事業所と同等とみなすと、三療専門の営業事業所は施術所39,039件、出張業者7,901件の計46,940件と推計された。

##### ○企業形態別

上記、営業形態別の推定営業事業所数に、企業形態別構成比を挿入した結果、各カテゴリーの営業事業所の推定件数は、C Iが36,423件、C IIが7,293件、C IIIが2,616件、C IVが608件であった。

##### ○視覚障害別

視覚障害別の構成比も同率とみなし、上記の個人事業所数に各構成比を挿入すると、C Iは視覚障害11,728件、晴眼24,695件、C IIは同順で1,262件、6,031件となる。

##### ②市場規模の推計

三療専門事業所の市場規模は、全三療事業所の市場規模から、柔合併業事業所2,707件分の年収総額(δ)を差し引けばよい。すなわち、

三療専門事業所の市場規模=314,986,031千円-δ

このときδは、前記カテゴリー(C IVは非該当)ごとに算出した営業事業所数と平均年収を乗じた額の合計額となるので、柔合併業事業所の市場規模は、46,954,680千円と推計された。

よって、三療専門事業所の市場規模は、

314,986,031千円-46,954,680千円=268,031,351千円

となり、ミニマム値で概ね2千680億円(対国民医療費0.89%)と推計された。

以上、わが国の2007年初頭における鍼灸按摩業全体の営業事業所数は推定5万件(最小値)であり、国の衛生統計を大幅に下方修正する必要性が示唆するとともに、その市場規模を概ね3千150億円と推計した。

上記結果にはいくつか限界はあるものの、三療事業所の市場規模を明らかにした試みは初めてであり、医療経済学に新たな分野を印した意義は大きいといえる。

しかしながら、本調査研究で浮き彫りになった存否不詳事業所の実態を把握しなければ信頼に足る市場規模は推計できず、地域医療資源の基礎資料を整備する観点から、国による営業実態調査の早期実施が望まれる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

藤井亮輔、あん摩業、はり業、きゅう業の業態と市場規模に関する調査、日本東洋医学系物理療法学会誌、第34巻、10-28、2009、査読無し

[学会発表](計1件)

発表者；藤井亮輔  
標題名；統合医療における鍼灸マッサージの役割-就業者数と市場規模に関する調査結果を中心に-  
学会名；第34回日本東洋医学系物理療法学会学術大会千葉大会  
発表日；2008年10月12日  
場 所；アパホテル東京ベイ幕張

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

氏名；藤井 亮輔 (FUJII RYOUSUKE)  
所属；筑波技術大学・保健科学部・准教授  
研究者番号；70352563

##### (2) 研究分担者

##### (3) 連携研究者

